

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月13日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	墨田区
4. 届出番号	40
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/mynumber/mynunmber_20161228.html

執行機関名 墨田区長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱(平成19年3月22日18墨福衛保第1682号)による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	7	
番号法別表第2の項	9	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1 31の2の項 墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱(平成19年3月22日18墨福衛保第1682号)による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱(平成19年3月22日18墨福衛保第1682号)第1条
事務の趣旨又は目的	全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この要綱は、区内に居住する在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付すること(以下「給付」という。)により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。
独自利用事務の関連規範		墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱(平成19年3月22日18墨福衛保第1682号)